

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会
第5回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討会（第5回）

議事次第

日 時：令和3年1月18日（月）18：00～20：00

場 所：オンライン

1. 開 会

2. 議 事

ヒアリング

3. 閉 会

2021-1-18 第5回児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第5回「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただきます。

引き続き、法務省より平田参事官、最高裁判所より木村課長にも御出席いただいております。

本日、構成員の欠席はございません。

久保野構成員からは遅れて参加されるとの御連絡をいただいております。

また、事務局からは公務の関係で遅れての出席、途中の出入り等がございますことをお許しいただければと思います。

今回の検討会ですが、傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をしております。本検討会の録音・録画は禁止させていただいておりますので、傍聴の方々はくれぐれも御注意ください。

今回はヒアリングをお引き受けいただきましたSBS/AHTを考える家族の会の菅家英昭様、千葉県健康福祉部児童家庭課児童相談所改革室長の山本俊明様、岡山県保健福祉部子ども家庭課児童福祉班総括参事の薬師寺真様のお三方にも御出席いただいております。

それでは、これより先は吉田座長に進行をお願いいたします。

○吉田座長 皆さん、こんばんは。

今日はオンライン会議ということですが、皆さんの御協力で円滑に進めたいと思います。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 それでは、資料を確認いたします。

資料1-1及び1-2が菅家英昭様提出資料。

資料2、千葉県提出資料。

資料3、岡山県提出資料。

ほか、参考資料でございます。

また、資料1-2については、個人情報に記載されているなどの理由から、構成員に配付いたしましたものとホームページに公開する資料とで記載内容を分けたい旨、菅家様よりお申し出がございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料1-2に係る取扱いについて、御異存はございませんでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、構成員にお送りした資料1-2は机上配付の扱いにさせていただきます。
資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日の議題は「ヒアリング」となっております。

本日の進行につきましては、ヒアリングに御協力いただきます3名の方の提出資料につき、それぞれ20分程度で御説明いただき、質疑応答の時間を15分程度設けます。

まず菅家英昭様、次に千葉県山本俊明様、次に岡山県薬師寺真様の順番で行ってまいります。

お三方には本日のヒアリングで大変お世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、菅家様、資料1-1及び1-2の御説明をお願いいたします。

○ヒアリング対象者（菅家様） 菅家英昭と申します。大阪在住の会社員です。

本日は、一時保護の処分をされる側の声を聴いていただく場を設けていただき、ありがとうございます。

私の息子は、疑わしきは保護という方針により、生後10か月から2歳2か月までの1年4か月間引き離されました。

この検討会では、これまでに一時保護が場合によっては子供と保護者の権利侵害になるとの御意見があったかと思えます。我が家の経験から、一時保護の判断が適切に行われているのか、一時保護の判断をした児童相談所が当初の判断を見直そうとしないために不当な長期親子分離が生じていないかお考えいただけますと幸いです。

それでは、お手元の資料1-1に沿ってお話しさせていただきます。

結婚から13年、不妊治療により2017年1月に待望の第1子が誕生しました。妻も私も息子に愛情をたっぷり注ぎ、3人で暮らしていました。息子は特に異常は見られず、健康に元気に育っていました。

8月21日につかまり立ちができるようになりました。腰が据わっておらず、はいはいもまだでした。

翌々日の23日の夕方に、息子につかまり立ちから転倒して大けがをしました。私は仕事で不在で、家には妻と息子の2人きりでした。妻から息子の様子がおかしいとすぐに私に電話がありました。かかりつけの小児科が時間外で電話が繋がらなかったため、妻がすぐに救急車を呼びました。駆けつけていただいた救急隊員には、つかまり立ちから転んで意識を失ったと話しましたが、けいれんで意識を失って転んだと思われたようでした。

搬送先の病院で急性硬膜下血腫の症状があり、緊急手術が必要な状態と診断されました。しかし、手術対応ができない病院だったので、対応可能な病院へ転送されました。その転送先の病院で、救急医から、このように家庭内で起こったけがは児童相談所に通告する義務があると告げられました。息子を救ってほしい思いでいっぱいだったので、義務があるならしてください、そんなことより早く治療をとの思いでした。

手術後の意識が戻らない状態だった8月29日に、息子が入院している病院で児相職員3名と面談し、息子が意識を失った経緯を話しました。高い高いをしたことはあるか、揺さぶっていないか、揺さぶっていることに気づいていないだけで似たようなことをしていないかと質問されました。妻も私もしたことがないと返答しました。

そして、児相から、今後どうするかについては児相が決めるのではなく、児相が依頼する鑑定医の判断で決める、児相は捜査機関とは別物だとも言われました。息子の意識が戻ることを願うばかりで、早く息子のそばに戻りたい思いでいたので、深く考えてはいませんでした。

8月31日には、児相職員3名による自宅での調査を受けました。現場の確認と、再度当日起こったことの聞き取りでした。

9月13日には、児相で児相職員2名より生い立ちについての聞き取りでした。

11月2日に、病院で主治医とソーシャルワーカーとの面談があり、退院できる状態になったが、児相の判断待ちと言われました。命の危険がある状態で、手術後2週間ほどは脳波フラット、いわゆる植物状態で、このまま意識が戻らない可能性もあると言われていましたし、意識が戻ってから、嚥下がうまくできなかつたので常に鼻から胃までチューブを挿入していました。医師からは、おうちでチューブの交換をできるよねと言われていたので、息子の退院の日は近いのだな、手術後に面会したときにはたくさんの管につながれて目を閉じていた息子の姿を思い出し、息子はよく頑張ってくれたなどの思いでいました。引き続き毎日病院に通って看護しながら、退院してからのリハビリについて調べているところでした。

入院から約2か月半がたった11月8日、朝9時に児相に呼び出されたので、私と妻で児相を訪問しました。そこで、息子が退院したことと一時保護処分を受けたことを告げられました。息子が入院中は、朝から晩まで、息子が寝るまでは妻か私のどちらか、あるいは両方が息子のそばにいたので、親のいない状況で保護するために朝一に呼び出されたのだと思います。妻も私も、何が起こったのか、まさかの事態に冷静に状況を把握するのに精いっぱいでした。事故から2か月半、毎日病院に通って看護し続けている私と妻の様子を観察していただいていたはずです。人さらいのようなやり方で突然息子と会えなくなり、私も妻も非常にショックでした。事故から2か月半、毎日看護していたのに、なぜ今になって引き離されないといけないのか、全く理解できませんでした。

一時保護の理由は、書面には「緊急保護」としか記載されていませんでした。児相が依頼した鑑定医によると「事故の可能性が高く虐待の可能性が低い」との説明を口頭で受けました。虐待の可能性が低いのであれば、家で一緒に暮らせるのではと思ったのですが、児相は、病院から通告があり、虐待の可能性がゼロではないから保護したと言うのです。病院の医師は、SBS、いわゆる揺さぶられっ子症候群ではないかと虐待を疑って通告したようです。児相は、極端な虐待死の例を持ち出して、虐待する親は本当のことを言わない、お子さんの命を、安全安心を第一に考えて疑わしきは保護なのですとの説明でした。さら

に、施設入所に同意すれば面会できるし、どこにいるのか居場所も教える。不服があれば争えるが、争えば半年はかかり、その間は面会禁止で居場所を教えられない。乳児院は家庭相応、つまり、家庭と同じような環境だとも言われました。

鑑定医の意見を確かめたいと思い、鑑定医についての情報を尋ねましたが、一切教えてもらえませんでした。

当然、納得できない処分なので争いたかったのですが、重い後遺症がある息子と突然引き離されて会えなくなり、どんな環境に置かれているのかも分からず、息子のことが心配で心配でたまらず、どうすべきか迷いました。すぐに弁護士に相談したところ、お子さんに会えないリスクはあるが、争うべき事案だと思ふとの助言でした。迷いに迷いました。妻も私も、重い後遺症がある息子に一日会えなかつただけでも心配でたまらなかつたので、これは何かの間違いで、同意してもう一度話せば分かってくれるのではないかと、きちんと調べてくれれば分かってくれるのではないかと期待と、泣き寝入りしたくない気持ちとがぶつかり合う中で、争うか同意かを選択しなければなりませんでした。

息子はしっかりとリハビリしてもらえているだろうか、治療してもらえているだろうか、妻も私も心配でたまらず、いてもたってもいられず、家から一番近くにある乳児院を探して、その前を車で何回か通ってみたりしました。妻も私も、会えない期間が続くことには耐えられそうにありませんでした。また、息子を人質に取られているような状況でした。

妻も私も、児相と争うと息子にずっと会わせてもらえないのではないかと不安が募り、施設への入所を受け入れるしかないとの考えに至りました。つかまり立ちから転んだ事故であり、虐待ではないので、不本意でしたが、面会と居場所を知るのと引き換えに、施設入所に承諾しました。

一時保護や施設入所への同意の中には、意思に反して受け入れるしかないと思い込んでしまった保護者が少なからずいることを、ほかの当事者とのつながりで知りました。決して特例ではないのだと知りました。

11月13日に施設入所に承諾したので、一時保護の期間は11月8日から13日までの6日間です。しかし、意思に反する親子分離は続きます。面会と引き換えに承諾したものの、面会には制限がありました。乳児院での面会は、児相職員立会いで週に1日1時間でした。これほど厳しく面会を制限されることになるとは思いませんでした。立ち会う児相職員が時間に遅れてくるが多々あり、実質1時間未満だったこともありました。妻も私も、息子を乳児院に置いて帰らなければならず、涙が止まりませんでした。次の面会が一番の心の支えでした。毎日の面会を何度も求めましたが、病院からの通告があり、捜査中だからと、面会制限が長く続きました。面会はどの親御さんにも週に2日まででお願いしているとも言われました。

息子のてんかん発作に気がついたのは、制限つきで面会中の妻でした。息子と一緒に暮らせていれば、もっと早く発作に気づけて早くから治療を開始できたのに、家に帰ってき

てからのようによりよいリハビリと治療をもっと早くから受けられたのにとの思いがいまだに拭えません。よりよい治療とリハビリが受けられるように要望を続けましたが、親子分離中はかないませんでした。家庭相応であるなら受けられるはずだと強く要望しても、施設に入っている意味を理解しているのかと言われ、要望に応えてもらえませんでした。どこの家庭と比べての相応なのか、大きな疑問です。

話せば分かる、調べてくれれば分かると思っていたのは間違いだったと気づくのが遅過ぎました。結局、児相は終始虐待があったとの前提での対応しかしてくれませんでした。

児相からCRCプログラムを受けるように促されたことがあり、プログラムを受ければ息子と会える機会が増えると言われました。CRCのホームページを見てみると、虐待した親とその子供を対象にした、虐待があったことを前提としたような内容に思えました。虐待していない妻と私にとっては屈辱的でしたが、息子に会えるならと申し込んだところ、申し込み多数で、申込者の中で優先順位が低かったから、つまり、必要性が低いからと選ばれなかったことがありました。

何が問題で、どんな条件を整えば息子が帰ってくるのか説明を求めても、病院からの通告があり、捜査中だから、すなわち、受傷機転が分からないからと親子分離が続きました。児相が捜査機関とは別物と言っていたのは、独自で判断するという意味ではなく、疑わしきは保護だということでした。事故の可能性が高くても、虐待の可能性がゼロではないと言っていたのは、児相では事故か虐待か分からない、つまり、受傷機転が分からないから捜査機関に判断してもらおうということでした。私たちも事故であることを証明するしかないのだと感じ、できる限りのことをしました。

いつになったら前に進むのか全く先が見えなかったので、頭の中の症状の専門家である、臨床経験が豊富で40年以上頭部損傷の研究もされている脳神経外科医の青木信彦先生に御意見を伺いました。青木先生の御意見は、軽微な頭部打撲で発生する乳幼児型急性硬膜下血腫の典型例であり、医学的には虐待の可能性を否定するのが適切であるとの内容でした。その意見書を児相に提出しましたが、児相が青木先生へ問い合わせることはありませんでした。病院からの通告があり、捜査中だからと一切取り合ってもらえませんでした。

児相の依頼した鑑定医は事故の可能性が高いとの見解、青木先生の見解は虐待の可能性を否定、つまり、虐待ではないとの御意見です。どうすれば息子が帰ってくるのか、何が必要なかを児相に尋ねましたが、病院からの通告があり、捜査中だから次のステップには進めない、施設入所への同意を撤回するということか、児相はいつでも面会禁止にできるのですよと暗に示されたので引き下がりました。無力さを痛感しました。

かたくなだった児相の対応の背景には、家庭内の事故では硬膜下血腫などは基本的に生じないと考える医師の診断基準があるようです。厚労省の「子ども虐待対応の手引き」の中にも、我が家で起きたような家庭内の転倒で硬膜下血腫が起きたと親が説明しても、必ずSBS、揺さぶられっ子症候群を第一に考えなければいけないといった記載があります。近年、SBSの事件で多くの無罪判決が出ていることは御存じかと思います。これらの無罪判決

によって、SBSの診断に様々な問題があったことが明らかになっています。厚労省の手引きも現状を踏まえた改定をしていただかなければ、私たちのように問題のある判断によって家族が引き離されるという事案を今後も防げないと思います。

今振り返ると、虐待を認めなかったからなかなか次の段階に進めなかったのではないかと思います。実家で祖父母と同居するから、カメラで四六時中録音・録画するからなど、息子を帰してもらえないか申し入れましたが、病院からの通告があり、捜査中だからと認めてもらえませんでした。離婚を考えていないのかとも言われました。児相は一体何を言っているのだろうか、どうすれば分かってもらえるのだろうかと話がかみ合わず、苦悩の日々が続きました。まさか弁護士が必要になるとも思っていませんでした。

妻は2018年9月に逮捕されました。検察の勾留請求は却下され、2日後に釈放、2018年12月に嫌疑不十分の不起訴でした。それを受けての児相の結論は「事故か虐待かは判らない」でした。嫌疑なし以外は無実とは違う、無罪も無実とは違うとも言われました。

つかまり立ちから転んだ事故を、疑わしきは保護による調査の結果、受傷機転が分からないとの結論にされて、一時保護から1年4か月後に息子は帰ってきました。息子が施設に入れている間はすることができなかった治療を始めたことが功を奏したのだと思うのですが、てんかん発作が止まって今日でちょうど1年になりました。よりよいと考えられるリハビリも受けることができます。一緒に過ごせる一日一日がかけがえのない日々です。

息子が大けがをしてしまったことの責任は私と妻にあります。つかまり立ちから転んで大けがをすることがあると知っていれば防げたかもしれず、負い目は消えません。しかしながら、なぜ息子と引き離されなければならなかったのか、どうすれば引き離されずに済んだのかを考えない日はありません。引き離されていた時間は戻ってきません。引き離されている間は罰を受けているようでした。今でも、妻も私も病院でのCT検査や療育園で息子と離れなければならないときは、それがたとえ少しの間でも不安が襲ってきます。

私は、SBSなど乳児への虐待を疑われた当事者のグループで意見交換をしています。13都府県、25家族が参加していますが、まだまだ氷山の一角です。施設入所に同意した方の中には、児相の説明を受け入れるしかないと思い込んでしまった保護者が複数いらっしゃいます。虐待をしていないのに、早く子供を帰してもらいたい、少しでも多く面会させてもらいたいと思って、断腸の思いで施設入所に同意している方が多く、同じ経験をした立場として心を痛めています。我が家と同じように、つかまり立ちから乳児が転倒した事故だと言っても信じてもらえないという方も多くいらっしゃいますし、虐待が疑われて内因性の水頭症が見落とされていたお子さんもいます。具体的な事例として、提出資料の体験談を御参照いただけますと幸いです。

そのほかにも共通することがあります。親の側から事故の可能性が高いとする専門医の意見を示すなどしても、児相は虐待前提での対応を変えようとせず、親子分離が長引いて苦しんでいるということです。こうした実態は制度設計に携わったり、制度を運用したり

する方々に知られていないか、見過ごされてきたのではないのでしょうか。このようなケースを検証し、見直していただきたいです。

SBS疑いに限らず、虐待を見逃さないという思いが強くなり過ぎて、虐待ありきの考えで、疑わしいからと事実に基づかず保護することは福祉的な視点が欠けていて、子供の最善の利益が保障されない場合が少なからず生じています。虐待の可能性がゼロではないという曖昧な理由だけで一時保護の判断に踏み切る前に、家庭に寄り添ってみて、もし必要があれば支援やケアに全力を尽くすことをまず考えるのが児童福祉ではないのでしょうか。虐待は絶対に駄目で、許されてはなりません。防がなければなりません。しかし、そのために家庭で育つことができる子供までもが引き離されてしまう、そんな犠牲があってもならないはずで、そんな犠牲ができる限り少なくなるように、事実即して考えていただき、子供にとってよりよく、より質の高い一時保護になることを願います。

私からの説明は以上です。御清聴ありがとうございました。

○吉田座長 ありがとうございます。

ただいまの菅家様のヒアリングの内容について、構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。御発言いただく前には「手を挙げる機能」を御利用ください。

それでは、お願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

では、私のほうから最初に質問させていただきます。

先ほどもお話しいただいたと思うのですが、一時保護のときに、児童相談所から虐待かどうか分からない、けれども疑いがゼロではないというようなお話があったということですが、今後の手続や、こういうことになった場合にはこうなるなど、要は、将来に向けての説明というのはどういう形で行われましたか。

お願いいたします。

○ヒアリング対象者（菅家様） 今後の手続という説明になるのかどうか分からないのですが、とにかく原因が分からないのでということで、原因が分かるまでは次のステップに進めないという説明です。

○吉田座長 今後の手続という中で、例えばこういうプログラムを受けたらとか、同意したらとか、いつになったら戻れそうだとか、こういう状況になれば大丈夫ですとかという説明はなかったですか。

○ヒアリング対象者（菅家様） そういう意味だと、捜査機関の判断が出て、安全安心が確認できたら次に進めますという説明だったと思います。それで、安全安心の部分を先に確認してもらえないかとお願いして、それを先に確認してもらいました。特に問題はないだろうということでした。

○吉田座長 安心安全の確認というのはどういう形で行われたのですか。

○ヒアリング対象者（菅家様） 家庭訪問で、当時住んでいたところと、実家にも来てもらって確認してもらいました。

○吉田座長 それで、実家でお子さんを育てているお部屋の様子やベッドの様子、ふだん

の抱き方などをいろいろ確認されたということですか。

○ヒアリング対象者（菅家様） 実家には息子はいないので、抱き方とかそういう部分ではなく、何を確認されて帰ったかは詳しくは分からないのですが、部屋を見ていただいたりして、特に指摘されたことはなかったです。

○吉田座長 分かりました。ありがとうございます。

では、皆様方、いかがでしょうか。

児童相談所の関係の方はいかがでしょうか。手が挙がっていますか。

では、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 私は三重県の児童相談所で仕事をしてきて、数年前に退職した者です。

今、本当に貴重なお話を伺って、ありがとうございます。身につまされるものがありました。

2か月半入院して、きちんとそばについて世話もされている様子を関係機関はどのように見ていたんだ、とおっしゃいましたけれども、まさにそのようなところを児童相談所はきちんと見ていく必要があると思います。

それから、児童相談所の判断は捜査機関の判断とは別物でそれはそれで児童相談所がきちんと考えていかなければいけないということ、まさにおっしゃっていることがそうだと私も思います。

児童相談所というのは、強い権限があるからこそ、様々なこと、例えば説明についても法律に即ったきちんとした対応が求められると思います。今お聞きする限りは、児童相談所の担当者がどんなふうに説明をしていたのだろうということについて今御説明いただいたとおりということであれば、ひっかかるものが私にはありませんでした。

施設入所同意と引き換えに面会というようなことは理解できないことですし、2か月半たって緊急保護という理由で一時保護するというようなこともどうなのだろうとか、その後、施設入所の同意を求められたけれども、そのときの理由とかその後の方針はどうだったのだろうとか、いろいろ気になるころがありました。その辺、どうなのでしょう。今、座長もお聞きになりましたけれども、児童相談所からは手順等の説明、例えばこういう手続きの中ではこういう意見が言えますよとか、親御さんの意見と児童相談所の見解が違う場合はこんな手順に進みますとかという段階を追った説明が十分ではなかったということでもよろしいでしょうか。

○ヒアリング対象者（菅家様） そういう意味だと、不服があるなら争えということだったのだと思います。ただ、争えば子供には会えませんよということだったのだと思っています。原因が分からないので、児童相談所としてどういうふうに支援というのですか、指導したらいいか分からないということだったのかなと今になって思います。当時は全く分からなかったのですが、今振り返ってみると、息子がけがをした原因が分からないから、どういうふうに対応していったらいいかわからないのだろうなど。なので、事故か虐待か分からないのであれば、両方の可能性を考えて何かプログラムがあるなら受けますとは言

って、それでCRCのプログラムとかを勧めてくれたのではないかなとも思います。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

一時保護することとその後のことはきちんと別で考えていかななくてはいけないと思うのです。一時保護をして、原因等が全て分かるまで何もしないということではなくて、当然、子どもにとっても時間がどんどん過ぎていくわけですから、その後の、いろいろな対応を具体的に始めなければいけないと私も本当に思います。そこで非常に辛い思いもされたのだなど。私も児相にいた人間としては非常に辛い思いになりました。

一連のいろいろな対応の中で、例えば児童相談所が保護者の意に反して一時保護をした後、保護者の権利というのでしょうか、どんなふうなところで申立ができたり、どんなふうな手順で進み、それがどういうふうに分かれて、どこで意見を言えるのだろうかということについては、今、きちんと体系化された分かりやすい資料は無いように思いますし、そのときの児童相談所の担当者に、悪意はないと思うのですけれども、その担当者の説明によって保護者の方の受け取られる内容が変わるのは良くないと思うのです。そういうふうなことではなくて、これは例えば司法関与というようなことも入ってきていますし、一連の対応について、きちんとこういう場合はこうですよ、保護者の方もいろいろお話ができますよということが分かりやすく説明されているような資料があって、それに基づいて一時保護決定のときに説明をされる、親の立場もどういうふうに主張していいのかというようなことがあればいいと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○ヒアリング対象者（菅家様） 確かに、私は一時保護にあつて、幸いにも弁護士さんにすぐ相談できて、弁護士さんからいろいろな想定をして、いろいろ教えてはいただいたのですけれども、うちの息子が一時保護されたときは、まだ2か月後の延長の審査というのはなかった頃かもしれません。

○鈴木構成員 そうですね。ちょうど議論中だったときです。

○ヒアリング対象者（菅家様） 今は確かに延長の際の司法審査があるので、うちも児相の方から手順みたいなものは伺っています。一時保護した後、不服があれば審査請求とか取消訴訟はできると。同意すればこういう流れだというのは伺ったのですが、争うと子供に会えないのかと。そこも、争いながらも、なぜ会わせてももらえないのですかと言う手段があつたのだなど今は思うのですけれども、そのときには会えないことが耐えられそうになくて、その決断はできませんでした。

○鈴木構成員 本当に貴重なお話をありがとうございます。

やはり児童相談所というのは子どもの権利を守る機関でもあるものですから、子どもの側に軸足を置きながら話をしていかななくてはならないことはあるのです。現実にSBSということもありますので、そういう子どもの側に立ったというのは大事なのですけれども、では、その保護者の側はどうなのだとすることを常に思っていました。権利を守るという立場の人間であれば、それは保護者であろうが子どもであろうが一緒なはずなので、保護者の方をないがしろにしてもいいとは思わないのです。ですので、そういうふうにかちんと

お話ができて、思いもきちんと伝えられる中で判断をしていけるような制度ができればいいなと思っております。その一つとして、担当者の個人の思いではなくて、きちんと標準的な説明もできればいいなと思うところなのです。

今日はありがとうございます。

○ヒアリング対象者（菅家様） ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 本当に貴重なお話、どうもありがとうございます。

私も児童相談所に所属する者です。

幾つか確認したいことがありまして、教えてもらいたいのですけれども、この資料を見ますと、鑑定医の情報を教えてもらえなかったという記載があるわけなのですが、例えば鑑定医はこういうふうなことから虐待を疑っているとか、そういう医学的な説明はどの程度具体的に教えてもらったのかというところなのですけれども、ここはどうなのでしょう。

○ヒアリング対象者（菅家様） 医学的な説明はなくて、事故の可能性が高くて虐待の可能性が低いと。それ以外は教えられないということでした。

○藤林構成員 結論だけなので、こういう理由で虐待の可能性があるとということについての説明はなかったということですね。

○ヒアリング対象者（菅家様） ないです。

○藤林構成員 分かりました。

もう一点、たしか別の医者から意見書を出してもらったという説明があったと思うのですけれども、その意見書に対する児童相談所としてのコメントというか、意見書には虐待ではないということが書かれてあるわけなのですけれども、児童相談所はその意見書に対してどのような具体的な説明をされたのでしょうか。

○ヒアリング対象者（菅家様） 具体的には、一つの意見でしかないという意味合いです。それで、何があったかは捜査機関が調べると。なので、捜査機関に判断してもらうという説明でした。

○藤林構成員 ということは、2人の医者が出て、こちらの医者はこうである、こちらの医者はこうである。それに対して、具体的にどのような理由で虐待の可能性はある、虐待の可能性がない、というところを議論するというか、話し合うということがほぼなかったと考えてよろしいですか。

○ヒアリング対象者（菅家様） それはなかったです。そういう意味で、SBSというのは本当に揺さぶっている場合もあるだろうし、内因性だったり、事故の場合もあるということは何度もこちらから投げかけているのですけれども、話には乗ってくれなくて、捜査は警察がやっていると。そういう方針になっているから、捜査機関の判断を待ってくれという意味合いだったと思います。

○藤林構成員 そうすると、「こういうプロセスで虐待の可能性が否定できない」という具体的な説明がないので、親としては納得できないというか、非常に理解できないということですね。結論だけ言われているということですね。

○ヒアリング対象者（菅家様） そうです。結局、そういうことを言い過ぎたのかもしれないのですけれども、施設の入所に同意していないということですかと聞かれて、面会できなくさせるというふうに私は捉えて、それであまり言えなくなりました。

○藤林構成員 現在は2か月を超えた場合に家庭裁判所に申立をするようになっていくわけですが、2か月間は、現在は児童相談所の判断で保護になっていくわけなのが、例えば保護する前とか直後に医者の方のこういう意見があった、または保護者としては医者からこういうふうな意見をもらったといったことを児童相談所でない第三者性を持ったところが判断できる場があり、そこで親も意見を言うことができる、児童相談所も意見が言える。そういう第三者の立場でそれぞれが持っている意見書などを開示して話し合いができればどうなっていたと思われませんか。

○ヒアリング対象者（菅家様） そういう場があればよかったなど。事実の確認がなく進んでいるので、おっしゃるように事実を議論し合う場があればよかったのではないかなと思います。

○藤林構成員 結局、そういった議論する場がないまま一時保護を認めてしまったので、措置に対しても認めてしまったので、議論する場がないまま1年以上経過してしまったというところで、一体何が起こっていたのかもよく分からないというところがあったのかなと思いました。

○ヒアリング対象者（菅家様） そうですね。なので、結局保護されたときも分からないとされて、帰ってくる時も分からないけれども帰ってくる。だから、何が息子のためになったのかなという思いです。

○藤林構成員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

○ヒアリング対象者（菅家様） ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

続きまして、橋本和明構成員、お願いいたします。

○橋本和明構成員 ありがとうございました。

感想でしかないのですが、昔の少年事件をイメージさせられました。昔の少年事件というのは、保護、保護という形で何でもかんでも保護を名目にして身柄を拘束したり、処分を与えたりという時代が昔はあったのです。それは駄目だというようなことで、デュープロセスみたいなことで適正な手続の下で行わねばならないというふうに変ってきました。今の虐待対応を見ているとそれをすごくイメージさせられて、保護、保護という名目で果たして本当の保護になっているかというところが疑問にあるわけです。そこにはやはり適正な手続というのがどうも欠けている。また、一時保護をする事実というのはどこにあるのかというところもはっきりさせないまま、あるいは反論をする余地を残さないま

ま進めていかれる。ここら辺にやはり手続的な不足みたいなところがあるのではないかな。そんなようなことを感想として持ちました。

ですから、今後、そこら辺をどう保障していくかということ。あるいは、子供の保護だけではなくて、保護者の支援というところも一方では見ていきながら、どう処理をしているか、どう関わっていくかというところを見相は考えていかなければならないのだなと思いました。感想でしかないですけども、ありがとうございました。

○ヒアリング対象者（菅家様） ありがとうございます。

○吉田座長 貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、次の時間もありますので、ヒアリングを続けたいと思います。

橋本佳子構成員のほうから、御質問でしょうか。

○橋本佳子構成員 1点だけ聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○吉田座長 では、短めをお願いします。

○橋本佳子構成員 聞き逃していたら大変申し訳ないのですが、施設入所の措置解除の際のプロセスというか、児童相談所からどういう説明があったかとか、こういう理由で措置が解除になりますなど、どういった御説明があったかなと思ひまして、お聞かせいただけたらと思います。

○吉田座長 菅家様、お願いいたします。

○ヒアリング対象者（菅家様） とにかく捜査機関の判断が出ないと次に進めないというお話だったので、捜査機関の判断が出たので次のステップに進めますという説明だったと私は解釈しています。なので、分からなくても次のステップに進めるのだなと思ったのですが、そこを何でなのですかと聞くのもやぶ蛇になるような気がしたので、突っ込んで聞いていません。

○橋本佳子構成員 ありがとうございます。

○吉田座長 よろしいでしょうか。

前後して申し訳ございません。菅家様、どうもありがとうございました。

○ヒアリング対象者（菅家様） ありがとうございます。

○吉田座長 では、次に千葉県山本様から資料2の御説明をお願いいたします。

○ヒアリング対象者（山本様） 千葉県健康福祉部児童家庭課児童相談所改革室長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、千葉県で一時保護の入所率の状況が100%を超えているというようなことで、その御説明と要因、また、そのための千葉県としての取組、課題等について御説明させていただきます。

それでは、資料2「千葉県の一時保護所等の状況」を御用意いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、次が千葉県の一時保護所の状況でございます。千葉県では、県の児童相談所になりますが、児童相談所が6か所ございます。その全てに一時保護所が併設されております。一時保護所の定員なのですが、6つの児童相談所を合わ

せまして115名でございます。この表にあります平成28年から令和2年、こちらはそれぞれ4月1日現在の入所人員が記載されておりますけれども、年度当初まで定員は115名のままの状況でございます。

児童虐待相談対応件数が増加しておりまして、入所人員も増加傾向にございます。平成28年以前なのですけれども、児相によってはこの前も定員超過の状況はあったのですけれども、一時保護の多い児相から入所の比較的少ない児相で一時保護委託をすることなどによりまして、児相間で融通して対応してきましたが、令和元年度から急激に入所人員が増えまして、定員超過の割合が高くなっているという状況です。

次の3ページ目です。

入所率が増加する要因です。まず、児童虐待相談対応件数が増加いたします。その中で一時保護が必要なケースも一定程度ございますので、入所する、一時保護をする児童が増加いたします。また、児童虐待防止対策の強化といたしまして、児童相談所の権限の強化が図られていくといった状況がございます。そうしますと、児童相談所では件数の増加だけではなく、権限の拡大ということで役割が拡大していくというようなことで、児相の人員が不足していきまして、ケースワークにも時間がかかるというような傾向になります。また、件数の増加に伴いまして、措置先である里親や施設の受け皿が不足しています。

さらに、千葉県の特徴ですけれども、平成31年1月に千葉県内で10歳の女兒が虐待で亡くなるという重大な事件が発生いたしました。報道でも大きく取り上げられましたが、再びこのような痛ましい死亡事例を発生させないよう、虐待対応マニュアルを改定いたしまして、一時保護解除などに対して一層慎重に判断している状況があります。こういったこともありまして、一時保護所での在所日数が増加している状況です。これらのことから入所率が増加していると考えております。

次に、4ページ目になります。

入所率が定員超過することに対する千葉県の取組でございます。まず一時保護所の増設を行いました。定員が115名のところを定員171名と増設しております。また、児童相談所自体も2か所増設することを決定しております。管轄区域の見直しをしまして、現在の6児童相談所から8児童相談所にするというものです。これは職員の増員などに対しまして適切に対応していくというようなこと、また、サービスを適切にやっていくというようなことで行うのですけれども、増設する児童相談所でも一時保護所を併設する予定ですので、そちらでさらに定員を増やすことができると考えています。現在、増設する児童相談所の候補地などを検討しているところでございます。

さらに、児童相談所の建替えを検討しておりまして、2か所で建替えを検討しております。こちらのほうでも一時保護所の整備も進められると考えております。

次に、受け皿としまして、民間の児童養護施設を新たに2つ設置する予定としております。

なお、千葉県では船橋市と柏市が中核市ですけれども、こちらのほうでそれぞれ市の児

相を設置する意向を表明されております。

ということで、千葉県では市と合わせますと児童相談所が4か所増えるということで、県では2か所増設して2か所建て替えるというような計画としております。

続きまして、5ページ目です。

こちらは千葉県の児童相談所の管轄になります。左側が東京に隣接しているほうなのですけれども、柏児童相談所、市川児童相談所、中央児童相談所の3つは管轄人口が130万人を超える大きな児相になっております。こちらの児童相談所の管轄を見直しまして、5つにしようとするものです。そのほかの銚子、東上総、君津の児童相談所は管轄人口が50万人以下となっています。

次の6ページ目でございます。

こちらは一時保護所の定員の増設した状況です。令和2年度の当初の定員が115名とあります。

まず中央児童相談所なのですけれども、こちらは施設を移転しまして、移転先で定員30名といたしました。元の庁舎も引き続き一時保護所として使用しておりますので、30名の増員ということで7月に供用を開始しております。

そのほか、市川、柏、君津の児童相談所ですけれども、こちらは昨年度の補正予算で増設の予算を計上いたしました。これは県内で起きた死亡事例の後、急激に増えているというようなことを受けまして、一時保護所の増設を決定しました。既存施設の改修なども検討したのですけれども、児相の敷地内に一時保護所棟を増設するのが一番早いであろうということで、3つの児童相談所で工事を進めまして、昨年12月末までに順次完成いたしました。現在では定員が56名増えまして、年度当初と比較して1.5倍の171名となっているという状況です。

次に、7ページ目になります。

こちらは児童相談所職員数の推移でございます。児童相談所の職員数は法改正などに伴いまして増えております。そのうち、一時保護所につきましても、平成28年ですと57名でありましたけれども、令和2年では111名ということで約2倍としております。こちらは入所人員の増加や定員増のための増員となっております。

8ページ目、最後になりますが、課題等でございます。

まず1つ目なのですけれども、計画的な一時保護の受け皿の確保でございます。千葉県はもともと社会福祉資源、児童養護施設が少ない状況でありました。社会的養護につきましては、千葉県でも施設の小規模化や家庭養育優先の原則などのため、里親を推進する方針としておりまして児童養護施設はあまり増えていないといった状況でした。そういった状況の中で、児童虐待相談対応件数が増え続けておりますので、社会的資源の受け皿が追いついていないというような状況になります。里親についても理解が深まるよう、今年度はYouTubeで啓発動画を配信するなどしておりますが、急に増えていくことは難しい状況です。

一時保護所棟の増設や児童相談所の新設は、ある程度規模が大きくなりますので時間がかかります。児童相談所では基本の設計で1年、実施設計で1年、工事に2年など、4年程度かかるものと考えております。児童養護施設の計画をつくったといっても、やはりすぐにはできないので、決定してからタイムラグがあります。先を見越して計画的に整備することが重要だと考えます。

また、児童虐待相談対応件数ですけれども、今の傾向が続くとすると、一時保護も今後さらに増加していくと考えられますので、状況は厳しいと思っています。一方で、人材ですとか施設のにもずっと増やせるわけではありませんので、一時保護をどうしていくかというような議論も必要ではないかと考えております。

次に、保護者との対立構造です。児童相談所では保護者の方としばしば対立いたします。対立しますと、支援につながりにくいというような状況もございます。児童の福祉から見るとよくない状況になっていると考えております。対立しまして、児童相談所を避けることによりまして、長期的には潜在化するといった危険な場合も考えられると思います。この対立が課題でありまして、対立しない制度にしていだけないか、少しでも改善していただけないかと考えております。

次に、児童相談所への権限集中です。一時保護は保護者の方の権利の制限、また、子供の権利の制限を行うことになります。一時保護は権利の制限になるので、司法的な機能と言えるのではないかと思います。児童相談所はそもそも福祉の行政機関でありますので、一時保護の決定やその調査など司法的機能を、児童相談所の権限と分けることも一つの考えとしてあるのではないかと思います。

次に、人材確保です。児童相談所は精神的に厳しい職場となっております、鬱病や燃え尽き症候群など、職員は疲弊しております。そのような状況から人材が集まりにくいという状況にもなっています。また、施設のほうでも同様に人材確保が課題になっているというような状況がございます。

最後に、家庭環境では養育が困難なケアニーズの高い子供についてでございます。一時保護の受け皿といたしまして里親がありますが、ケアニーズが高い子供は児童養護施設など施設入所が必要となります。虐待件数の増加とともに、ケアニーズの高い子供が増えていきます。家庭的養育では不適応を起こす場合も多く、児童虐待対応の専門性のある職員がいる児童養護施設などでチームとしての対応が必要となります。不適応を起こしまして里親不調などになりますと、児童にとっては被害を重ねてしまうこととなります。こういったことから、児童養護施設など施設の役割は極めて重要であると考えております。

私からは以上でございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの山本様のヒアリングの内容について、構成員の皆様から御質問、御意見をいただければと思います。どうぞお願いいたします。

中村構成員、お願いいたします。

○中村構成員 中村です。

お話ありがとうございました。

幾つかあるのですが、まず一つは、定員超過のために施設を増設する、子供を収容する場所だけをどんどん増やしているなという印象を受けています。それは一時保護の必要性とかアセスメントという部分と、本当に入所が必要なのかというこれまでこの検討会でも議論されてきたところだと思いますが、千葉県ではどのように考えておられるのかなというところが1点です。

もう一点、出して頂いている資料の課題等の中に一時保護所の質の改善などが含まれていませんが、千葉県は現状のままでいいのか、それとも質の改善とかというところも含めて今後考えていかれるのかというところの2点をお聞かせ願えたらと思います。

○吉田座長 それでは、山本様、お願いいたします。

○ヒアリング対象者（山本様） 一時保護についてでございますけれども、児童相談所で行いますと、子供の安全確保に児童相談所は責任がありますので、子供の安全に疑問がある場合には一時保護をするというようなことになるとと思います。

定員超過しているのですけれども、子供の安全のために定員を超過していても一時保護をして、一時保護の解除も慎重に行うというようなことで超過の状況がありまして、それについては子供の一時保護の環境として非常によろしくないというようなことで、一時保護所を増設しているというふうになります。

一時保護所の質の改善なのですけれども、一時保護所だけではなくて児童相談所全般なのですが、やはり専門性を高めることが必要だというようなことを考えております。今年度は中央児童相談所に人材育成研修課というものを設置しまして、職員の研修体制を強化しようとしております。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

次に茂木構成員、お願いいたします。

○茂木構成員 江戸川区の茂木でございます。

12月の別の事業で千葉県のほうにお邪魔して、いろいろと中央児相の方からお話を伺い、大変な御苦勞をいただいているということは感じました。今年度一気に一時保護所の定員が増えて、少し充足率自体は減ってきているなというところで若干一安心はしたのですが、別の面で1つ確認なのですが、今年度4か所が増設あるいは新設ということで、例えば一時保護所の子供1人当たりの居室面積が新しい基準ですと4.95平米、古い基準ですと3.3平米、この新しい4.95平米をクリアできているのかどうか。それから、1室当たりの入所定員が4名だったかと思いますが、ここの基準もクリアできているのかどうかについて教えていただければと思います。

○吉田座長 それでは、お願いいたします。

○ヒアリング対象者（山本様） 新しい中央児童相談所につきましては、4.95平米が最低

基準でありますけれども、それよりも広い面積としております。古い庁舎のところだと元の基準のままというところもございます。なので、比較的新しい庁舎ですと広いのですけれども、古い庁舎ですと元の旧基準で運用しているというような状況です。

○吉田座長 茂木構成員、よろしいでしょうか。

○茂木構成員 ありがとうございます。

○吉田座長 それでは、藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 では、何点か質問させてください。

このような超過になっていく要因として受け皿の不足が挙げられておりましたけれども、これは施設の定員がどこもほぼ100%に近い満床状態になっていて受け皿がないのか、それとも、例えば高年齢児で非常に対応困難な子供さんを受け入れてくれる施設がないために長期入所になっているのか、本当は定員が空いているけれども子供のケアニーズが高いために受け入れる施設がないということなのか、その辺はいかがなのでしょう。

○ヒアリング対象者（山本様） 大きな児童養護施設、大舎制のところなのですけれども、将来の小規模化に向けて計画的に入所児童数を抑えているような施設がございます。そういったところを除けば比較的いっぱいに入っているかと考えております。

○藤林構成員 では、本当に定員がいっぱいなので、建替えのためにいっぱいというところも含めていっぱいなので、なかなか措置ができないという状況が背景にあると理解してよろしいですね。

○ヒアリング対象者（山本様） はい。入所までに時間がかかるということです。

○藤林構成員 分かりました。

また別の角度からの質問なのですけれども、例えば令和2年度の4月1日は179人の一時保護所の保護人員ですけれども、一時保護所以外で一時保護委託で保護している子供は何人か分かりますでしょうか。

分からなければ、一時保護所の一時保護の人数と一時保護委託の人数は大体どれぐらいの割合になっているのかでもいいです。

○ヒアリング対象者（山本様） 一時保護委託のほうは20%台になっていて、全国的に見ると非常に少ない状況であると思います。施設のほうがほぼいっぱいですので、空いておりますと一時保護委託に対応できるような状況なのですけれども、それでも大体施設のほうが空きがないというようなことで一時保護委託も少なくなっております。

○藤林構成員 ちなみに、千葉県さんは一時保護専用施設を何か所ぐらい持っていられるのでしょうか。

○ヒアリング対象者（山本様） 県内ですと2か所になります。乳児院が1か所と児童養護施設が1か所でございます。

○藤林構成員 一時保護ガイドライン的に言えば、なるだけ開放的な環境である一時保護委託を活用しようとか、または専用施設を活用するとか、または、確かにケアニーズの高い子供さんは難しいけれども、乳幼児さんには里親委託を活用するというのが一時保護ガ

イドラインの考え方なのですが、千葉県さんがこういった一時保護専用施設であるとか一時保護委託をなかなか推進できない理由というのはどんなところがございませうでしょうか。

○ヒアリング対象者（山本様） 施設のほうに一時保護委託の専用施設を設置できないかというようなお話はさせていただいているのですけれども、やはり人員に余裕がないですとか、一時保護児童の支援の専門性が担保できないといった御意見がありまして、なかなか進まないといった状況でございます。

○藤林構成員 最後に、中央児相さんの定員が55になるということなのですが、この55人というのは一つの一時保護所で55人ですか。それとも、施設が幾つかに分かれて55人ということでしょうか。

○ヒアリング対象者（山本様） こちらは施設が2つになりまして、一つが25名で一つが30名となります。

○藤林構成員 分かりました。

私の質問は以上です。どうもありがとうございました。

○吉田座長 ありがとうございます。

私のほうで1つ追加で、今のことに関連して、一時保護委託のうち、里親さんへの一時保護委託というのはごく少ないのでしょうか。

○ヒアリング対象者（山本様） やはり里親さんのほうでは一時保護委託をできる方が限られてしまうというようなところもございまして、あまり多くない状況です。

○吉田座長 ありがとうございます。

ただいまの山本様のヒアリングにつきまして、あと残り3名の方から手が挙がっておりますので、高橋構成員、鈴木構成員、川瀬構成員、それぞれ御質問、御意見をお願いしたいと思います。次のヒアリングがありますので、手短にお願いいたします。

それでは、高橋構成員、よろしく申し上げます。

○高橋構成員 御説明ありがとうございました。

手短に、千葉県さんに対する質問と、厚生労働省さんに対するお願いがあるのですけれども、千葉県さんへの質問は、定員を今回増やしたわけなのですが、増やすに当たって、この人数が適正であるというのはどうやって考えたのかを教えていただければと思います。

○吉田座長 別々にいきましょうか。

では、山本様、申し上げます。

○ヒアリング対象者（山本様） この人数が適正かどうかということなのですが、保護所の定員超過の状況が極めて悪いというようなことがありましたので、取り急ぎの対策としまして、児相の敷地内に建てられるだけ一時保護の施設をつくったというのが実態であります。それでできたところが171となります。抜本的な改革としては、やはり児童相談所を増設して対応していくとなると考えております。

○吉田座長 それでは、高橋構成員、続けてお願いいたします。

○高橋構成員 そうすると、厚生労働省さんへのお願いになるのですけれども、全国の各

児相でいろいろな方針があつて、一時保護をどれだけ積極的にやるかはそれぞれ違つていたりもするのは分かるのですが、保護所の定員と充足数だけで議論をしていると、その都道府県は多いのか少ないのかが分からないので、全国の児童人口とか虐待相談対応件数とか一時保護件数と保護所の定員を、都道府県ごとで結構なのでまとめていただいた資料をいただくと少し分かりやすいかなと思うので、それをお願いしたいのです。

○吉田座長 ただいまの質問に対しましては、次回資料を出させていただくということですので、よろしいでしょうか。

○高橋構成員 結構です。

○吉田座長 どうもありがとうございます。

次に鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 よろしくお願いいたします。三重県の鈴木でございます。

人口が非常に多い県ということで、私が想像する以上の大変さがあると思います。一番大きな児童相談所の管轄人口だけで三重県全体にほぼ近いような状況があるのですね。一時保護所が満床ということで定員を増やしていきますと、例えばリスクの高い子を入れるために、それよりちょっと低いリスクの子を、調査も進んでいないのに出さざるを得ないということはなくなると思うのですけれども、現実には、一時保護所にゆとりができることで期間が長期化していないのかということをお伺いしたいです。

もう一つ、受け皿の不足と書かれています。少し意味は違いますが受け皿として市町村のほうはどうなのかということをお伺いしたいです。といいますのは、なかなか一時保護が出来ない状況が続きますと、市町村のほうはどうしたら受けてくれるのかみたいなことで関係が悪化してきて、逆に一時保護を解除しようとしてもなかなか受け入れないというようなことが満床の背景に起こってきていないのかなとか、その辺はどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○吉田座長 では、山本様、お願いします。

○ヒアリング対象者（山本様） 市町村のほうなのですけれども、千葉県は受けるほうでありますので、受けているので定員超過しているというような状況になります。

すみません、もう一度質問をお願いします。

○鈴木構成員 定員を増やすと、逆に一時保護の期間が伸びていないかということです。

○ヒアリング対象者（山本様） 期間のほうは、死亡事例があった後、急に期間が延びております。それは保護児童の増加というよりは、保護解除などの慎重な判断などが大きな要因ではないかと考えております。

一時保護所の定員を増やしたことで期間が長期化するというようなところなのですけれども、そうしますと、そこは長くないのではないかと考えております。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最後に川瀬構成員、お願いいたします。

○川瀬構成員 山本様、お話ありがとうございました。

千葉県生実学校の中に併設されております星久喜中学校の川瀬と申します。

2点質問させていただきたいのですが、私どもの施設に入所してくるお子さんたちは、千葉県内各地の一時保護所を経由して入ってこられるのですが、一時保護所が厳しい環境なのだということ子どもたちの話からも感じております。野田市の事件にもつながると思うのですが、保護件数の増加によって、子供の権利擁護がどのように難しくなっているのか、どのような課題があると御認識されていらっしゃるのか、ご見解をお伺いしたいなということが1点目です。

もう一つは、都道府県推進計画の中に当事者の参画や子どもの意見表明権の保障が盛り込まれているのですが、千葉県の動きの中でその辺りが見えていない部分があります。例えば、新しく一時保護所をつくっていくときに、その生活環境にどのように経験者の声を反映していくのか、ただ児童相談所を増やせばいいということではなくて、子どもにとっていい場所を増やしていかなければいけないと思いますので、当事者参画とがどのように進められているのかということ併せてお伺いしたいと思います。

保護児童の権利擁護の現状や課題、当事者参画に関する見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○吉田座長 それでは、山本様、お願いします。

○ヒアリング対象者（山本様） 要保護児童なのですけれども、やはり増設前ですと非常に厳しい生活環境、狭いところに入所しているというような状況があったのですけれども、中央児童相談所など、かなり広くしまして、1室の定員も少なくしております。そういったことで、ある程度余裕のある構造などにはしております、虐待によりましてPTSDですとかいろいろ傷ついた児童をケアしなければいけない、落ち着ける環境にしなければならぬというようなことで考えておりますので、なるべく少しでも落ち着けるような環境の一時保護所をつくっていきたくて考えております。中央児童相談所では一時保護所もそういったふうになっております。

意見表明権なのですけれども、今のところ従来と同じように意見箱ですとかお手紙といったことで対応しているところですが、今後、どういうことができるのかいろいろ考えていきたいと思っております。

○川瀬構成員 新しい取組がいろいろ増えていく中に、保護された子どもの経験をしっかり反映させていく取組をされているところがたくさんありますので、そういう意味で何か御協力できればなと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○吉田座長 ありがとうございました。

それでは、次のヒアリングに移りたいと思います。

山本様、どうもありがとうございました。千葉県の事情も大変厳しい状況にあるということがよく分かりました。

次に、薬師寺様より資料3の御説明をお願いいたします。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 岡山県の薬師寺です。よろしくお願ひします。
では、時間の関係もありますので、なるべく簡潔にお話ししたいと思います。

お手元の資料を表紙からめくって1枚目、「岡山県の児童相談所について」というページを御覧ください。これは、岡山県の人口や児童相談所等の概観になります。

資料には、一時保護所の定員を書いておりますので、ここで御紹介します。岡山県の場合は、政令市の岡山市こども総合相談所も含めて紹介しますと、岡山県の中央児童相談所に20名、津山児童相談所は4名、それから、岡山市こども総合相談所は25名の定員の一時保護所を設置しております。その他、管内状況は御覧のとおりです。

続いて、2枚目の資料になります。これは、岡山県の児童相談所の福祉専門職の配置や相談等の概況になります。私も福祉専門職であり、一昨年度までは、児童相談所の課長でした。岡山県の児童相談所は、開設以降、職員はほぼ福祉専門職で構成しており、その伝統は現在までずっと続いております。

相談の状況ですが、すべての相談の受付件数は、岡山県、岡山市と御覧のとおりです。岡山県の②一時保護人数678名を赤字にして、アンダーラインを引いています。これは、「決して一時保護件数が少ないわけではない」という意味です。必要性があれば、一時保護する。「子どもの安全を守る」ということは、子どもの権利条約の「守られる権利」を保障することであり、本来、児童相談所に課せられた使命ですので、それはしっかりとします。そして、③一時保護所平均在所日数は10.1日ですから、一時保護はするけれど、できる限り短期間になるよう努力する。もちろん、平均ですから、一定数は在所期間が長くなる子どもはいますが、基本的には、このぐらいの日数で一時保護をしています。

そのため、一時保護を検討する際には、「一時保護をするのはいいが、その後の支援は、どのようにプランニングしているのか」を常に問うことが、人材育成の観点からもお約束となっています。緊急保護の場合であっても、「まず、一時保護をしてから考えるというのは、基本的になしよ」ということで、一時保護を検討する際には、同時に担当者からおよその保護期間と出口戦略を提案してもらいます。例え情報が少ない場合であっても、今、この段階で出口戦略をどう考えるのか。在宅支援にするのか、里親や施設を利用するのか、そのためにはどのような調査やアセスメントが必要なのか。その過程で状況がわかってくれば、当然、出口戦略が変わることもあり得ることでありますが、常にそうした視点を持って一時保護を検討すること。一時保護は、支援のための方法の一つなので、人材育成の観点からも職員にはそうした視点を持って、一時保護を考えてもらうことに力を入れております。

続いて3枚目の資料になります。ここでは、岡山県における2007(平成19)年度以降の取組と経緯を年表形式で記載しています。この資料は、このたび紹介させていただく「意見を聴かれる子どもの権利の実現の取組」が、急にパッと思いついて取り組んだ話ではないことを知っていただきたいと考えて提示しております。岡山県は、2007(平成19)年に死亡事故を経験しまして、その検証結果に基づいて、岡山県の要保護児童施策や、児童相談所

の体制等はどうあるべきかを検討した中で、「子どもの参加する権利の実現」を目標の一つに定めています。そして、その実現に向けて、これまで一貫して歩んできました。当事者主体、当事者主権、いわゆる「子ども中心」の理念をスローガンに掲げて、それをどう実現するのか。そのため、この資料に掲載しているすべての取組の中に、「子どもの参加する権利の実現」を促進する視点を入れ込んでいます。子どもの権利を擁護するためには、子どもの「守られる権利」だけに軸足を置いた対応をしていたのでは、擁護することにはならないと考えています。現在の児童保護システムでは、一番実現が難しい「参加する権利」を同時に保障する体制ができて、初めて「子どもの権利を擁護している」といえることを、今でも議論し続けています。つまり、この「意見を聴かれる子どもの権利の実現の取組」も、岡山県が「子ども中心」を模索しながら、地道に取り組んできている取組の一つということなのです。

この「意見を聴かれる子どもの権利の実現に向けた取組」は、今年度から「子どもの権利擁護推進事業」として事業化しました。この取組自体は、弁護士の先生たちと一緒に2018(平成30)年10月から開始しています。そして、この取組は、昨年度策定した「岡山県社会的養育推進計画」の核となる部分であり、その第一目標として据えることで事業化することができました。しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、なかなか実施しにくい状況になっております。

続いて4枚目の資料になります。ここからは、「意見を聴かれる子どもの権利」の実現に向けた取組の具体的な話になります。先程の繰り返しになりますが、この取組のテーマは、「児童相談所は、意見を聴かれる子どもの権利をどのように実現していくことができるか」ということです。次の行で少し具体的に説明していますが、「現行の児童保護システムの中で、子どもを権利の主体とする子ども観へ転換できるのか」ということになります。このことは、現在の児童相談所は、ソーシャルワークの実践モデルの視点から見ても、非常に病理モデルに偏っており、国際的な児童福祉の標準から立ち遅れているところがありますから、そういった意味では、生活モデルや、ストリングスモデルといった実践モデルを、どのようにして実現していくのかという取組も含んでいます。

その次の1から4までですが、実現に向けた取組の第一歩が、「一時保護所を利用している子どもが、自身の置かれている現状をどのように理解しているか、その実態を知ること」になります。そして第二歩が、「児童相談所で子ども観について議論を深めること」、第三歩が、「相談の開始から終結まで子どもへ情報を提供し、意見を聴く仕組みの内部構築の可否の検討を行うこと」、第四歩が、「子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うこと」としており、現在、そのプロセスの第一歩が始まったこととなります。現時点では、最初の第一歩に一時保護所を据えたことがよかったかどうか、悩ましく思っております。といいますのも、子どもの暮らしも情緒も安定していない状態にある上に、子どもの権利が最も制約を受ける、児童相談所として、一番ハードな部分に最初に手を付けたわけです。これは、児童相談所に弁護士が配置されたのだから、弁護士を児童相談所

の用心棒として活用するのではなく、子どもの権利の用心棒になってもらい、お互いに緊張感を持って子どもの支援に取り組んでいこうということで、若手の弁護士の先生たちと一緒に、一時保護所へ手を付けようと思ったのですが、実際はなかなか大変です。

次に、「取組の前提」として、「子どもから見た一時保護所の役割」を紹介しています。岡山県の児童相談所では、2012(平成24)年度に独自の人材育成基本方針を策定し、体系的な研修を開始しています。研修では、「子どもの権利」や「子どもの参加」をテーマにした内容を設定しており、講師や助言者等として、児童ソーシャルワークを専門としている有識者の先生方や弁護士の先生方にも加わっていただき、現場の職員もグループワーク等で議論するなどして、テーマについて考えています。「子どもから見た一時保護の役割」は、そうした議論の中から共有されてきたものです。

資料の一番下には、参考として、「弁護士からの子どもへの事前説明の概要」と「子どもへの質問事項の概要」を紹介しています。これは、次の5枚目の資料で紹介している、「子どもの意見聴取の取組内容」の中で、実際に弁護士が子どもに対して事前に説明している概要と、具体的に何を聴いているのか、そのポイントを記載しているものになります。

続いて5枚目の資料になります。これは、「子どもの意見聴取の取組内容」の紹介になります。資料の中央には、子どもの権利擁護事業のスキーム案のポンチ絵を掲載しています。これは、実際に取り組んでいるスキームをベースにして、今年度、新たに設定しようと考えている案になります。この案の一番の肝は、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会から弁護士が直接委託を受けて、意見聴取の活動を展開することです。そうすることにより、この取組の第三者性を担保しようと考えております。

資料では、取組内容を、「準備の段階」と「子どもの意見を聴く段階」、「子どもの意見を活かす段階」、「必要な手続を紹介する段階」の大きく4つの段階に分けて紹介しております。

まず、1の「準備の段階」の(1)「活動を貫く理念の確認」は、活動を貫く理念をきちんとみんなで統一しましょうということです。

(2)「児童相談所内の承諾」ですが、これは、児童相談所内の承諾をどうやって得るのか。ここが最初の壁になります。なぜなら、児童福祉司や児童心理司には、自分たちが担当している子どもに第三者である弁護士が意見を聴くことで、子どもの情緒が揺れること、自分たちのケースワークや治療的な関わりに影響が及ぶこと等の不安感とか抵抗感が、どうしてもあるからです。そこをどのようにして説得していくのか。この活動は、弁護士に意見聴取をしてもらい、そこを切り口にして、現在の一時保護に対する説明や一時保護所のルール等が、本当に子ども中心になっているのか振り返り、そこで立ち止まって考えてもらうことが大事な視点になります。児童福祉司や児童心理司等の児童相談所の福祉専門職は、自らが担当している子どもの意見は、自分たちが一番聴いているという自負がありますし、それは当然のことだと思います。そのため、活動を始めるのに当たって生じる抵抗や不安等の壁は、研修とか弁護士との話し合い等の機会を通じて乗り越えていく必要があります。

ますし、実際に子どもたちの意見が伝わってくると態度も変化してくると思います。

(3)「活動メンバーの選出」は、活動メンバーをどう選出し、構成するのか。ここでは、組織の姿勢を示さなければいけないと考え、所長や課長等の管理職を中心に選出し、構成しています。

(4)「一時保護所の選定」は、対象とする一時保護所はどこを選ぶのか。

(5)「協力を依頼する子ども」ですが、聴取の協力を依頼する子どもたちをどのような基準で選ぶのか。本来ならば、こちらが基準を設けて選ぶこと自体が「子ども中心」になっていないこととなります。しかし、ここまでの取組では、小学校高学年以上、つまり5年生以上の子どもに声をかけています。その理由は、自己の意見を形成する能力がある子どもと設定したためですが、他にも弁護士の先生方から、この年齢以下の子どもたちの意見を聴くノウハウを持っていないとの話が出て、遠慮されたという理由もあります。

(6)「実施場所の選定」は、実施場所の選定ですが、一時保護所から物理的に離して、児童相談所の相談室で意見を聴くようにしています。

(7)「子どもへの事前説明」ですが、これは2回実施しています。まず、活動メンバーから説明し、2回目は弁護士から説明してもらうということです。当然ですが、行使しない権利の説明もしています。また、この説明をする段階でのやりとりから、子どもたちがエンパワメントされるきっかけとなることがわかってきました。例えば、子どもたちからは、「人の役に立ちたい」、「自分たちの意見が広く役に立つのなら、ぜひやりたい」等という発言が多く聞かれます。その意味では、この説明の段階は、非常に大事な段階でもあります。

(8)は「説明のタイミングの設定」ですが、現状では、直前とか前日になっていますが、子どもたちがもう少し心構えが持てる時間を計ることが原則になります。

続いて、2「子どもの意見を聴く段階」の(1)「聴取者」についてです。聴取者は、子どもと面識のない弁護士で、子どもの権利委員会に所属している弁護士になります。この取組は、児童相談所の配置弁護士による実施からスタートしていますが、今年度は、先程説明したように、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの委託という形で切り離すことを考えているところです。

(2)「記録者」ですが、これは子どもと面識のない心理職を設定しています。その理由としては、ノンバーバル（非言語）な部分も含めて、子どもをきちんと観察してもらう必要があると考えたからです。バーバル（言語）の部分だけではなく、子どもの仕草や表情等を把握してもらいます。それから、途中で解離症状が出る場合があれば、中断を判断してもらう必要もあります。面接は、録音まではしていませんが、会話文の形式で可能な限り正確に記録しています。

(3)「移動の付き添い」は、一時保護所の職員が面接室まで付き添い、終了後は迎えにきてもらっています。

(4)「座る位置」は、子どもが選択しています。

(5)「一時保護所からの報告」は、意見聴取後に子どもが不安定になる等の様子が観られるかもしれないので、そのフォローが必要かどうか判断するための報告をきちんと一時保護所から受けることにしています。

それから、3「子どもの意見を活かす段階」ですが、ここからは大事な段階になります。子どもの意見を聴きっぱなしにするのでは意味がないので、聴き取った意見を子どもの同意を得て、きちんと共有し、一時保護所での生活上の改善の意見であれば、翌日の一時保護所の会議で共有し、改善できることはすぐに改善します。また、ケースワークに対する意見は、担当の児童福祉司に伝え、対応を依頼しています。

最後に、4「必要な手続を紹介する段階」については、一時保護に納得していない子どもをなるべく優先して聴くようにしています。また、退所が近い子どもについても優先していますし、一時保護期間が長期化している子どもについても優先しています。それから、必要な行政的、司法的手続についても、子どもに伝えることを想定しています。これまで実績にはないのですが、具体的には、社会福祉審議会への申立手続でありますとか、代理人の紹介ということも視野に入れて、そこまでやる想定で考えています。

続いて、最後の6枚目の資料になります。これは、「子どもの意見聴取の実績と展望」になります。資料の中央の表は、岡山県社会的養育推進計画の基本目標1「子どもの『意見を聴かれる権利』を保障し、参加を実現するシステムの構築」で、そこへさらに4つ目標を挙げています。現在は、(1)「第三者による子どもの意見聴取の実施」と、(2)「社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築」に取り掛かっていることになります。この4つの目標を10年間で成し遂げていきます。かなり厳しいことが課されているのですが、こういったことを実現していく予定です。

右側に記載しているのは、1「(取組の)実績」です。まだ、今年度実施分を含む全体の集計ができていませんので、一昨年度から100名の段階について集計した実績になります。この実績には、里親や施設等を利用している子ども等も含まれています。先程、対象は5年生以上と言いながら、実際には一定数4年生以下の子どもも含まれていることがわかると思います。そうした子どもから意見聴取するのは、なかなか大変で、弁護士の先生方も意見聴取の方法を学ばなければ、実施は難しいと受け止めています。また、グラフの中に「非公開2名」と紹介していますが、これは子どもから「年齢等を公開してほしくない」という要望があったため、非公開としております。

2「弁護士の視点から」では、弁護士の先生方が活動を振り返った中で、(1)「子どもとの接し方」については、繰り返しになりますが、一定の知識や経験が必要だと思っているということです。

それから、(2)「子どもの象徴的な意見」としては、背後に語られていない深刻な問題が存在していることもありますし、一時保護所を「安心できる」、「楽しい」と評価した意見も非常に多いということです。一時保護所は「厳しい」という意見もあるのですが、一方では、「安心できる」、「楽しい」という意見も多いです。そのことは、取組を開始し

た当初予想していませんでした。それから、一時保護所ならではの不満の意見もあります。

次に、(3)「権利制約という視点からの意見」としては、「不満がない」という意見がありました。これは、特に施設を利用している子どもに多かったのですが、弁護士からは、「不満がないです」という意見から、逆説的に問題性を認識したという感想が聞かれました。一時保護所を利用している子どもであれば、「もういい加減にしてくれ」、「早く出してくれ」、「早く家に帰らせろ」、「これからどうなるんだ」等の意見を言う子どもが多いのですが、施設の子もたちは、「不満がない」という子どもが一定数いることから、「それは本心なのか」と疑うこともありました。また、一時保護所の場合、子ども自身は、権利制約を受けていることよりも、不適切養育の開放から安心感の方が優位に立つ傾向がうかがわれます。そのため、「権利制約ということまで、まだまだ意識が向きにくいところがあるのは当然だ」というのが弁護士の先生方の感想になります。

次の3「子どもの様子(一時保護所)」につきましては、(1)「事前の説明と子どもの様子」の中で、子どもへ具体的な説明をして、応じた子どもも断った子どももいましたし、子どもが一時保護所から児童相談所の相談室へ移動中の様子等も、しっかりと観察しないといけないということです。

それから、(2)「事後の子どもの様子」ですが、意見聴取が終わった後、「楽しかった」と話す子どもが非常に多いのですが、一方では「疲れた」と話す子どももいます。また、意見聴取の際、弁護士たちは本物の名刺を子どもに渡しています。例えば、児童相談所の職員が子ども向けに作成するような、ひらがなで書いた名刺ではなく、本当の弁護士事務所の住所や連絡先の入った、大人の依頼者に渡す名刺を必ず渡すのです。子どもたちは、それをすごく大切にしています。弁護士の先生方は、「何か相談したいことがあったらここに電話しておいで」と伝えて名刺を渡していますので、そうした影響もあって、子どもたちは、すごく大切にしているのだと思います。

(3)「子どもの意見表明を受けて改善した点」については、改善した点を子どもへのフィードバックしたいのですが、すでに一時保護所から移動してしまっている子どもも多いいため、それを伝えてあげられない子どもへのフィードバックをどうするのが課題となっています。

一時保護所での具体的な改善についてですが、例えば、まず、茶髪をOKにしました。以前は、子どもが茶髪の場合、個室対応とか、黒髪にしないと集団には入れませんでした。また、ピアスについても、安全性に問題がない限り、穴がふさがらないようにプラスチック製のピアス等をするのをOKにしました。さらに、昔は歯磨きの回数も一日に5回だったのですが、子どもたちが「5回は多過ぎる」、「かえって歯に悪い」という意見が出されて、回数を減らしています。これまでは、一時保護所のルールを入所時点で説明をしていましたが、わかりやすく、きちんと貼り出して掲示していなかったのです。それから、「カレンダーとか時計を置いてほしい」という意見もありました。そうしたことは、当前のことですけれども、行き届いていなかったりします。学習についての意見もありました。

一時保護所には、教室があるのですが、「教室でみんなと一緒に勉強するのは嫌だ。自分の部屋で一人で勉強したい」という意見が出され、今までは認めていませんでしたが、自分の部屋で勉強することもOKにしました。このように、子どもたちの意見を受けて改善したことを、一つひとつ挙げたらきりがありませんが、そうした改善をしています。他にも、「シャンプーの種類が少な過ぎるので増やしてほしい」とか、「御飯が選べないのはおかしい。選べるようにしてほしい」とか、「初めて一時保護所に来た子どもには、その子どもが好きなものを食べさせてあげてほしい」といった意見もありました。そうした意見を聴くと、改めて子どもが持っている力に感心するといえますか、子どもたちは、本当によく観ていますし、一人の人間として、大人と同じように明確な意見を持っています。私たち大人こそが、きちんとそれを認めて、改めなければいけないと思っています。

それから、4「子どもへの影響(記録者)」ですが、(1)「面接中の子どもの様子」は、不安から安心へと変わっていくことが多いです。意見を聴いてもらいながら、様子が変わっていくのがわかります。それだけに、(2)「子どもにとっての意味」は、すごく大きいと感じています。弁護士に意見を聴いてもらいながら、子どもが自分の意見を形成し、それを伝える体験や、伝えた意見で環境が目に見えて変わる体験によって、それが自分だけでなく、誰かの役に立つ体験になっていることを、子どもたちはすごく喜ぶます。それから、意図を持った大人でない大人たちが、話を聴いてくれて、その意見が尊重される。児童相談所の職員や関係者といった大人は、みんな意図を持って子どもと接していますが、弁護士は子どもの支援に直接関与する立場ではないので、意見を聴く以外の意図を持たず、子どもたちの意見を、ただ受け止めながら聴いています。一時保護所を利用する子どもたちは、意図を持っていない大人が、ただ自分の意見を聴いてくれる経験が、本当に少ないのだと実感しています。こうした機会が奪われているということが、いわゆる「虐待」と呼ばれているものの本質なのかもしれません。

(3)「記録者として立会を通じて見えてきたこと」としては、立会することを通して、眼前で子どもがエンパワメントされていく様子が観えますし、子どもの持つ力とか、可能性を改めて感じることができます。それだけに、子どもの意見を活かす仕組みをしっかりと創らなければ駄目だと思っています。

最後の5「システムの展望」の(1)「取組の課題」につきましても、私たちは「子ども中心」とか、格好良いことをいっているが、まだまだ「大人中心」なのだと思います。子どもは、児童福祉司が大変だということを分かっています。それをわかっているからこそ、「そろそろ施設へ行くことを『うん』って言ってあげようかな」、「あの人(担当者)は、自分のことを一生懸命思ってくれているから」等と弁護士に伝えるのです。その子どもは、担当の児童福祉司に対して、すごく反抗的なのですが、弁護士の前では、そういうことを言います。その子どもは、自分が置かれている状況や、担当の児童福祉司のことを本当によく観ています。一方、担当の児童福祉司は、そのことがわかっておらず、逆に子

どもに考えを付度されている。そうした報告を聞いて、児童相談所の職員が子ども以上に子どものことをよくわかっているなんておこがましいと思われられました。私も長年、児童相談所の職員でしたので、子どものことを本当に一面的にしか見ていなかったと反省しました。特に、現在、児童相談所は、虐待通告の対応等に追われて、とりわけ忙しく、丁寧に子どもと付き合う時間が減ってきている中で、どうしてもマネジメントがソーシャルワークよりも重視されてしまっているのではないかということを感じて、改めて反省させられています。

他にも実際の取組では、子どもが実施の場所とか時期を選べていませんでした。今年度からは、時期を固定しました。以前は、弁護士の配置日の空き時間を調整して実施してもらっていたのですが、今年度は、事前に時期等を子どもが選べるようにするとか、昨年度までは、活動メンバーに女性の弁護士がいなかったので、女性の弁護士にも入っていただくといった改善をしていますが、まだまだ、「子ども中心」の実現の道は遠いと実感しております。児童相談所の業務全体を「子ども中心」にしていくためには、どうしたらいいのだろうと、この取組を通じて模索しているということです。

次に、(2)「聴取者の課題」につきましては、先程も説明しましたが、第三者性（中立性）の確保をどうするのかということで、これは岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの委託を検討しています。子どもの意見聴取の専門性をどう担保していくかといったことも、これから考えなければならない課題となっております。

最後に、(3)「これから」ですが、一時保護所での取組はスタートです。今後は、この取組のあり方を模索しながら、施設や里親を利用している子どもたちへと広げていく等、そうしたことについても、検討していかなければならないと思っております。

駆け足でしたが、以上になります。

○吉田座長 どうもありがとうございました。大変丁寧に説明していただきました。

それでは、時間も限られておりますので、今、手が挙がっております川瀬構成員、茂木構成員、土居構成員の順でまずお願いします。

では、最初に川瀬構成員、お願いします。

○川瀬構成員 薬師寺様、お話ありがとうございました。

子どもの参画する権利を中心に据えて、スローガンに掲げて取り組まれているということで、大変参考になりました。

三つ質問させていただきたいのですが、子どもたちの中には、障害のあるお子さんや幼児さんなど、言語によるコミュニケーションが苦手なお子さんへの対応で、今されていること、今後検討されていること、教えていただきたいということが1点目。

それから、一人の意見聴取に対して、フィードバックも含めてどれくらいの頻度や回数でやるのが一番理想なのか、やっている中で、期間だったり、頻度だったり、回数だったり、これくらいアドボケイトがつく必要があると感じられているところがあればお伺いしたいと思っております。

三点目に、一時保護された子どもたちに、「どのような人に意見を聴いてほしいか」を聞いて回ると、「面接室みたいなところがいい」と言う子どももいれば、「公園とかのんびりしているところがいい」とか、「お菓子を食べながらがいい」など、子どもによってどのような場所で、どのような人に話を聴いてほしいのかは異なり、多様だと感じているのか、この三点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉田座長 では、薬師寺様、お願いします。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 川瀬様、御質問ありがとうございます。

先程も少し説明をしましたが、自分の意見を言葉で表すことが難しいとか、障害のある子どもや幼児から意見を聴取するためには、当然、そのためのノウハウとか、知識とかが必要になりますので、これからの課題になります。現時点では、研修等の機会を通じて、どのようにしていくか検討しています。弁護士の先生方も、その点を自覚されていることについても、先程紹介したとおりです。

この意見聴取の取組は、基本的には児童相談所の児童福祉司とか児童心理司等が、きちんと子どもの意見を聴けるようになることを目指していくことが大前提なので、結果をそこへ還元していくということも行いながら、子どもが「それでは不十分」と訴えた場合は、もちろん然るべき外部の方に、子どもの意見を聴いてもらうことを想定しています。それを実現していくためには、かなりの知識やノウハウが必要であり、まだまだ勉強が必要だと認識しています。

次に、頻度ですが、現在は大体1回の実施になります。岡山県の一時保護所平均在所日数が10.1日ですから、その中で2回、3回と実施するのは難しく、実際には子どもからのリクエストがあって、2回実施した子どももいますが、現在は1回の実施となっています。時間は、大体30分から1時間程度になります。理想としているのは、子どもが「会いたい」と訴えたときにはいつでも会えて、「この人が、あなたの意見を聴く担当の人ですよ」と決めて聴取できるような体制を創ってあげられれば、一番良いと考えております。一方で、その前に、当然、児童相談所の担当の児童福祉司とか児童心理司がいるわけですし、一時保護所の担当職員が、まず、子どもの意見をきちんと聴けるようになる必要があります。繰り返しになりますが、そこで子どもが「駄目だ」と思ったら、外部のアドボケイトに依頼するという段階が、本当は必要だと思っております。

それから、公園などのんびりしているところとか、お菓子を食べながらとか、子どもがどういう状況が一番リラックスしやすいのかは多様だというお話は、まさにそのとおりだと思います。ここが先程説明したように、最初の第一歩に一時保護所を据えてしまった、ある意味一番ハードなというか、一時保護所を利用している子どもを対象に実施していくことは、そうした自由が利きづらい実状があります。一方、一時保護を利用している子どもを対象に実施していると、「逃げてしまいそうな子どもに意見聴取が実施できるのか」とか、そうした質問をされる方もおられます。これは、実施できます。一時保護に納得で

きず、当初は逃げ出そうとした子どもでも、しばらく経って落ち着いてくると、子どもは必ずきちんと意見を聴取することができます。そうしたことも経験しているところです。話を戻しますが、本当は川瀬様がおっしゃるとおり、子どもがどのようなシチュエーションで聴いてほしいのかを踏まえて実施したいです。しかし、現実的には、そこまで辿り着くためには、まだまだ時間がかかるかと思っております。

以上です。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

続きまして、茂木構成員、お願いします。

○茂木構成員 大変すばらしい話、ありがとうございます。

江戸川区の茂木と申します。

質問というか感想といいたいでしょうか、ちょっとはつきりしないのですが、質問です。岡山県がこうした非常に先駆的な取組を推進していけるエネルギーというのはどこにあるのかなということが一つなのです。

ちょっと意地悪な見方をすると、岡山県は平成30年度の福祉行政報告例だと年間延べ日数が312ということで、一時保護している子供は1日平均10人いないのです。それから、児童養護施設の充足率も42%ということで、福祉司にしてみれば本当に児童養護に入れたいと思っていればいつでも入れられるという安心感があるということですし、児童福祉司のSV、スーパーバイザーについても4名ないし5名に1人ということ。さらに、児童心理司も福祉司2人に1人以上いるというところで、かなり恵まれた環境にあるなど。その辺があるからこそできるのではないかという意地悪な見方もできなくもないと思うのですが、これだけ推進されてきた推進力といいたいでしょうか、エネルギーというのはどんなことだったのかお聞かせいただければと思います。

○吉田座長 では、薬師寺様、お願いします。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 茂木様、御質問ありがとうございます。

まず、エネルギーについてですが、2007(平成19)年の死亡事故の反省が大きいと思います。亡くなった子どもは、児童福祉法28条の強制分離をした子どものきょうだいでした。岡山県は、その当時、本当に職権保護も多く、28条の申立件数も、全国で一定の割合を占めていました。また、児童虐待相談対応件数は、その当時から現在まで、あまり変わっていません。

その当時、私自身も児童相談所の最前線にいました。私は、1996(平成8)年から児童相談所にいますので、多くの子どもを分離してきたのです。しかし、その子どもたちの予後がよくないのです。岡山県は、現在、大体児童相談所しか福祉専門職の職場がなく、県内3か所の児童相談所をぐるぐる転勤して回りますので、強制的に分離した子どもたちの予後を見るのです。自分たちがあれだけ苦労して、子どもを守ったつもりだったのに、その後の子どもの暮らしの結果が、あまりにも残酷なことが多いのです。事故が起こった当時

は、これだけやってきて、死亡事故を起こしたことが大変なショックでした。

ところが、年月が過ぎれば、そうした事故は忘れられてしまいます。しかし、忘れては駄目です。英国とかは、一人の子どもの死亡事故が起きると、その子どもの名前がついて、事故が国民の間で共有され、制度が変わってくるのではないかとありますので、岡山県でも「一人の子どもの死を絶対に無駄にしない」という反省が、エネルギーになっていると思います。死亡事故を、いかに風化させないかということです。

次に、岡山県の状況ですが、在宅支援をどう創っていくのかに力を入れています。必要性があるときは、一時保護もする。一方、市町村の皆さんとか、地域のみなさんと一緒に、どうやれば在宅で子どもを支援することができるのかという、国際的な児童福祉の一丁目一番地をきちんと考えて実践したい。だから、独自に包括的な共通のニーズアセスメントツールも開発していますし、そうした可視化されたアセスメントと支援計画を策定し、当事者を入れて、子どもや保護者にも参加してもらい、支援活動を展開するように努めています。施設にお願いする子どもたちについても、できるだけ長期化しないように、2歳でお願いして18歳で自立することは、どうにかして防いでいきたい。そうした思いで支援活動をしております。

お話のように、岡山県の環境は恵まれています。それは、児童福祉の伝統も含めてです。石井十次の時代から続いている児童福祉の精神性は、先輩から後輩にずっと引き継がれており、現在、児童相談所の児童福祉司や児童心理司は、大変厳しい環境下にありますが、その誇りを持って取り組んでいこうとしています。岡山県の恵まれた環境は、先輩たちが築いてきてくれたものだとして理解していますし、行政サイドもその環境を守るために、一緒になって取り組んでいこうと思っています。

長くなりました。すみません。

○吉田座長 ありがとうございます。

予定の時間になってしまいましたけれども、まだ御質問がありますので、土居構成員、藤林構成員、中村構成員、申し訳ありませんが、それぞれ手短かに御質問等お願いいたします。

まず土居構成員からお願いします。

○土居構成員 和歌山県中央児童相談所の土居と申します。先進的な取組の事例の御紹介、ありがとうございます。

私からは3点質問させてください。

一つは意見聴取のタイミングについて、先ほど今は非常勤の先生が来られる曜日に限定してというお話でしたけれども、来年度以降どのように考えられているのかというのがもし分かれば教えてください。それから、保護所に関すること以外の意見表明をしたという子供がいた場合、例えば親に対してこう言いたいとか学校に対してこう言いたいという子供がいた場合の取扱いをどうされているのか。これが1点目です。

2点目に、意見聴取をする弁護士に対する研修であったり、あるいはスーパーバイズ、

その辺りを何かされているのか、あるいはされる予定があるのかというところを教えてください。

最後に3点目、児相職員、心理司さんの立会いというところがちょっと気になっておりまして、その立会いの影響があるのかないのか、アドボケーターと子供との間のある意味信頼関係の構築というところには何か影響しているのかしていないのか、あるいは子供が例えば立会いを拒否した場合の取扱いがどうなっているのかというところを教えてください。お願いします。

○吉田座長 薬師寺様の御回答も手短にお願いいたします。

○ヒアリング対象者(薬師寺様) わかりました。土居様、御質問ありがとうございます。

1つめの質問ですが、意見聴取のタイミングについては、今年度は固定しています。今年度から、何月何日の何時から何時という感じで、予め日時を決めて、その日に弁護士が来ています。来年度も、もちろん固定した日時を設定して、一時保護所の利用開始時点で、弁護士が来ることをアナウンスする予定です。

それから、親とか学校等に関する意見も聴くことがあります。最近の例では、「おばあちゃんに僕は元気だと伝えてほしい」という要望がありました。これは、担当の児童福祉司を介して、祖母に伝えております。弁護士から担当の児童福祉司に意見を伝えて、児童福祉司からおばあちゃんに伝達してもらうという流れになります。今年度からは、弁護士から担当者への「申送書」を作成して、その書面に弁護士が子どもの意見を書いて、それに対して担当者が対応結果を書いて返す仕組みを導入しています。

次に2つめの質問ですが、弁護士の研修とかスーパーバイズについては、児童相談所職員の人材育成研修で、子どもの権利を専門とした弁護士や大学教授等の有識者を講師に招く際に、活動メンバーの弁護士も招き、一緒にディスカッションすることで対応しています。そうした機会は、岡山県が人材育成研修を開始して以降、毎年度継続して持つようにしています。

最後の3つめの質問ですが、立会いは、基本的に児童心理司が行いますが、最初に自己紹介して、その後は、子どもの視野に入らないように、部屋の隅っこに座り、目立たないようにして静かに記録をしていますので、それ程大きな影響はないと思います。立会いについて、子どもにそれを求めますか、求めませんかみたいなことは聞いていないです。基本的に、弁護士と立会者の2人で意見を聴きくことを伝えていきますので、拒否はありません。それから、特に女兒の場合、男性の弁護士が聴いていると、しんどくなったりする子どももいますので、かえって女性の児童心理司が立会いをすることが望ましいとか、そういう意味合いもあります。子どもにとっては、二人きりになるよりも、そのほうが安心できる面もあると思っております。

以上です。

○吉田座長 どうも簡潔にお答えいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、藤林構成員、お願いいたします。

○藤林構成員 時間が超えておりますので、手短に質問したいと思うのですが、岡山県の取組は調査報告書などで読んでおりました注目しているところなのですが、以前の調査報告書でも今日の説明でも、非常勤の弁護士が意見聴取を行っているということなのですが、今後、より独立したアドボケートという観点からいくと、児童相談所とは全然関係のない弁護士が意見聴取をしていくという方向性なのかどうか。また、そう考えると、先ほどの土居構成員の意見にありましたように、児相の心理司さんがそこにおるということ自体も、独立型アドボケートという観点からすると、先々は完全に独立した方にしていくのかと。子供が望めば、当然心理司さんがおってもいいわけなのですが、この辺の今後の考え方について教えていただきたいというのが1点。

もう一点は、フロー図を見せていただくと、社会福祉審議会に報告というのがあるわけなのですが、その場合、例えば子供自身が、自分自身が今の一時保護に納得できないとか解除してほしいということになると、それを社会福祉審議会で審査することになっていくと思うのですが、そのときの意見聴取をした弁護士の役割というのは、あくまでアドボケートなので、子供の代わりにそこで意見を出すということなのか、社会福祉審議会の委員が調査として聴いているのか、その辺はどんな展望を持っていらっしゃるのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○吉田座長 では、薬師寺様、お願いします。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 藤林様、御質問ありがとうございます。

1つめの質問ですが、今年度からは、独立した弁護士といいましょうか、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会から、直接委託を受けた弁護士に移していく予定です。しかし、その弁護士は誰でも良いわけではありませんので、基本的には、「子どもの権利委員会」の所属を軸にしたいと考えていますし、岡山県の子どもの権利委員会の場合は、児童相談所と接点を持っていただきながら、その弁護士が若手の方に入れ替わっていくような仕組みになっていますので、そういった意味でも子どもの権利委員会の先生方に、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会が委託する形をイメージしています。

2つめの質問の立会者につきましては、もちろん独立した心理職も想定していますが、一方、個人的にはケアリーバーの方も検討していただき、そういった方に立会者とか、アドボケイトの役割を担っていただけたらと思っておりますが、そこはまだ模索段階です。

それから、3つめの質問ですが、現在、検討しているスキームにつきましては、まだ本当に手探りの段階です。実際には、一時保護に納得できない等の意見を表明する子どももいましたが、これはまず、担当の児童福祉司から、改めてきちんと説明してもらいました。そうした場合、子どもは、担当者の説明に納得していないことが大半ですので、まず、きちんとプロセスを踏んでもらっており、今のところはそこで収まっています。担当者の説明が足りていないというのは、すごくあると思います。特に子どもたちは、「いつ家に帰れるか」、「どうなれば、家に帰れるのか」等、どちらかというところ「家に帰りたい」とい

う意見が多いのですが、その説明を丁寧にするということになりますでしょうか。

以上です。

○吉田座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、中村構成員からお願いします。

○中村構成員 薬師寺さん、ありがとうございます。子供にとっても一時保護というのは何の意味があるのか、親子分離された事が、子供にとってどのように感じているかというのを丁寧に聴き取っていただき、またそういったシステムをつくられてきたのだなと感銘を受けた次第です。

私からは1点です。2018年度から試行実践ということではされていると思いますが、今後、こういうことを経験した子供たちからの評価、サービス評価みたいなことは考えておられるのかということだけお聞かせください。お願いします。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 中村様、御質問ありがとうございます。「サービス評価」といいますと、具体的にどのようなイメージになりますでしょうか。

○中村構成員 資料に記載されているのが、安心できるとか楽しかったという思いとか、記録者からの子供への影響というのがありますが、実際に子供たちが弁護士さんに話してみてもうどうだったかという評価を聴いておられるのかなと。先ほども川瀬委員からあったように、子供自身もシステムに参画するということは、すごく重要な視点だと思っていますので、子供たちにアンケートを配るとか、それぞれが意見を聴取、別の人が聴取するみたいな事も考えておられるのかなという事です。

○ヒアリング対象者（薬師寺様） 現時点では、そうしたところまで検討することができていないので、一時保護所を繰り返して利用した子どもの意見を最後に紹介させてもらうことで、質問への回答に代えさせていただきたいと思います。「今年に入って急に色々OKになってきた。前よりは、段々変わってきている。弁護士さんを通してのからかな。前よりいい生活になっている」こうした評価をしてくれた子どもがいます。

また、同じ子どもですが、「わかった気になってほしくない。（児童相談所の担当者に対して）私しかわからんのに。自分の内面に秘めていることを、「わかっている」って言われたくない。わかりたいなら、聴けばいいのに。聴かずに言うてくる。児相の意味ないじゃん！子どもの話聴かんと」という意見を聴取したことがあり、私たちの心に厳しく突き刺さりました。子どもの意見はもつともで、本当に何の言葉も出ないのですが、こうした形で、現在も何度か一時保護所を利用している子どもからは、良い意見も、厳しい意見ももらっています。そうした意見を踏まえて、岡山県の要保護児童施策はどうあるべきなのかを考えていきたいと思っております。

今後、御質問をいただいた事後評価についても検討していきたいです。ありがとうございます。

○吉田座長 ありがとうございます。

これでお三方からお話をいただきましたけれども、私の不手際で時間を大幅に超過して

申し訳ございません。

また、菅家様、山本様、薬師寺様にはそれぞれ大変詳細な御発言、御報告をいただきまして、ありがとうございました。とても参考になりました。今後の議論の参考にさせていただきます。

それでは、事務局のほうから連絡をお願いします。

○金子虐待防止対策推進室長補佐 次回の日程は調整の上、御連絡いたします。

次回以降は2巡目の議論として、さらに深めるべき論点について御議論いただく予定です。御意見等ございましたらお寄せください。

以上です。

○吉田座長 どうもありがとうございました。